

第 4 次 吉 見 町 教 育 大 綱



令和 8 年 3 月

吉 見 町

1 はじめに

「教育大綱（以下「大綱」という。）は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地方公共団体の首長が定めるものです。

吉見町では前大綱の期間が令和7年度までであったことから、令和8年度からの新しい大綱について、吉見町総合教育会議で協議し策定いたしました。

今後、この新たな大綱に基づき、本町の教育行政を行います。

2 根拠法令

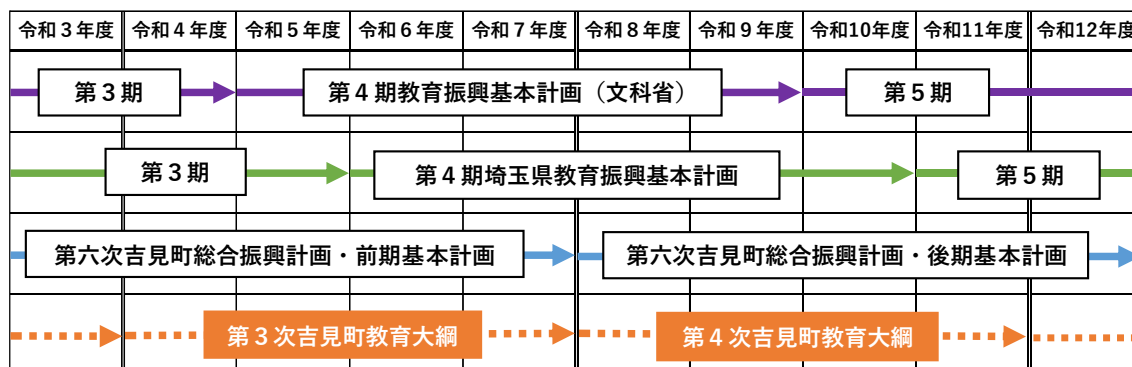
本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に基づき策定します。

3 大綱の計画期間

本大綱の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間を対象とします。

なお、社会情勢の変化等に応じて必要と認めるときは、適宜見直しを行います。

計画期間 令和8年度 ～ 令和11年度



4 大綱の位置づけ

本大綱は、第六次吉見町総合振興計画における町の将来像、「未来へつなぐ みんなで 安心して暮らせるまち よしみ —20年先への種まき—」の実現に向け、その一翼を担う教育行政の指針を示すものとなります。

具体的には、第六次吉見町総合振興計画のライフステージ別目標になっている「吉見で学びたい」と思えるまちがめざす姿、「子どもたちが夢の実現に向けて充実した学校生活を送っている」、「いつでも、どこでも、誰でも、様々な学びができ、活躍している」を目標に、「学校教育」、「地域を学ぶ・地域で学ぶ」、「学びやスポーツの「場」」、「生涯学習活動」などでの取り組みを通して、子どもから高齢者までが「学びたい」と思えるまちを目指すこととしており、これらを踏まえ、本町の教育行政の基本的な考え方を示す基本理念を掲げます。

なお、町では将来的に小学校の統合を進め、中学校敷地内の既存施設の活用や、新たな施設整備など、最適な形で小学校機能を集約する方針を掲げています。これにより「小中連携教育」や「小中一貫教育」への移行を視野に入れ、教育環境のさらなる充実を展望します。

また、学校統合に伴い、役割を終えた学校施設については、子育て支援や多様な学びの場としての再整備を検討しています。例えば、東第一小学校については、学校機能の一部を残しつつ、不登校児童生徒の居場所づくりや、学習支援の拠点としての活用を視野に入れていきます。

5 大綱に基づく施策の実施

本大綱に掲げる基本理念の達成に向け、次の5つの基本目標を掲げ、事業を実施します。

- I 学校教育の充実による確かな学力と主体的に学ぶ力の育成
- II 豊かな心と社会性の育成
- III 健やかな体と生涯にわたる健康づくり
- IV 家庭・地域と連携した教育力の向上
- V 生涯学習とスポーツの推進

基本理念

「学びたいと思えるまちづくり」
の実現に向けて

《めざす姿》

- ・子どもたちが夢の実現に向けて充実した学校生活を送っている
- ・いつでも、どこでも、誰でも、様々な学びができ、活躍している

子どもたちが心に描く将来の夢や希望の実現に向けて、安心して学習できる環境を整備するとともに、一人ひとりの個性を尊重します。そのため、学校教育の質の向上を図り、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちが充実した学校生活を送れる環境づくりに努めます。あわせて、学びの場を学校に限定するのではなく、地域の施設や社会教育の場、さらには卒業後の学び直しの機会など、生涯にわたって多様な学びが可能となる環境の充実を図ります。不登校児童生徒についても、学校外を含めた多様な学びの場を確保し、学びの継続を支える体制づくりを進めます。

また、すべての町民が生きがいを持ち、心豊かな生活を送れるよう、誰もがいつでも、どこでも、学びたいときに学べる機会を提供します。これを基盤として、文化・芸術・歴史や伝統にふれ、スポーツに親しめる環境を整え、生涯学習を通じて心豊かな生活を推進します。

◎基本目標

I 学校教育の充実による確かな学力と主体的に学ぶ力の育成

「次代を担う人づくり」の実現に向け、学校教育の充実と教育環境の整備を進めます。その中で、子どもたちが将来、社会の中で自立して生きていく力を育むことも重視します。

子どもたちが時代の変化に対応し、社会を生き抜く力を育むためには、確かな学力の定着に加え、キャリア教育や情報教育の推進が欠かせません。加えて、多様な子どもたちの資質・能力を伸ばすため、誰一人取り残されない学びの実現に向けて努めることが重要です。

そのため、保育所・幼稚園と学校の連携を強め、環境の変化に応じた教育活動を展開するとともに、学校・家庭・地域が協働して安全体制を整え、子どもたちが安心して学べる環境を築いていきます。

さらに、豊かな自然など吉見ならではの資源を生かした「ふるさと吉見教育」を推進し、地域に根ざした学びを育みます。

また、町では小学校の統合と中学校敷地内での既存校舎の活用や必要に応じた施設整備など、最適な形での小学校機能の集約を見据え、教育環境の整備を進めます。これを基盤として「小中連携教育」や「小中一貫教育」を推進し、子どもたちの学びの質を一層高めます。

II 豊かな心と社会性の育成

子どもたちの豊かな心を育てるためには、読書活動やあいさつ運動、体験活動の充実に加え、道徳教育の推進が欠かせません。さらに、教育相談体制を整え、関係機関と連携することで、いじめや不登校などの未然防止に努め、安心して心豊かに過ごせる学校づくりを進めます。

あわせて、不登校児童生徒への支援を強化するため、町教育相談室の活用にとどまらず、その機能をさらに充実させ、関係機関との連携を深めることで、子どもたちの学びの継続を力強く支えます。さらには、学校外の学びの場の整備も進め、多様な学び方を選択できる環境づくりを推進します。

また、人権尊重の精神を培うため、学校・家庭・地域社会が一体となって人権教育に取り組みます。こうした取組を通じて、社会の一員として協働できる力を育み、子どもたちの社会性を育てます。

III 健やかな体と生涯にわたる健康づくり

健康の保持増進や体力の向上を図り、健やかな体の育成に努めるとともに、子どもたちが事故や事件を予見し、自らの身を守る力を身につけられるよう支援し、安全意識を高めます。

また、学校給食では地場産の食材を活用して食育を推進し、健全な食生活の確立へと結び付けます。その成果を生かし、町民が生涯にわたり健康的な生活を送れるよう、健康習慣の定着と体力向上を支える仕組みを整えます。

IV 家庭・地域と連携した教育力の向上

学校・家庭・地域が連携し、家庭教育の充実を図ることで学力の向上につなげるとともに、基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自律心を身につけさせる家庭づくりを目指し、家庭教育を支援します。

さらに、学校と家庭・地域が協働して子どもたちの見守り活動を展開し、地域全体で子どもを育む環境を整備します。

こうした取組を支える理念として、「吉見の子どもは吉見で育てる」という全町一体となった気概を大切にし、地域ぐるみで教育力の向上を図ります。

V 生涯学習とスポーツの推進

町民一人ひとりが生きがいを持ち、心豊かな生活を送れるよう、多様な学びの場や学習機会を提供し、生涯にわたって学びたいと思えるまちづくりを進めていきます。加えて、文化財や伝統文化の保全・活用を図り、町民が文化・芸術やスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、交流を深め、健康の増進につながるよう、文化・スポーツ活動の振興を進めます。

さらに、町民ニーズに対応できるよう、図書交流館をはじめとした生涯学習施設やスポーツ施設の適正な維持管理と利便性の向上に取り組み、施設の利用促進を図ります。加えて、学校統合後の施設を含め、地域の学びの拠点としての再整備を検討し、子どもから大人まで多様な学びができる環境づくりを進めます。